

第七次川越市男女共同参画基本計画の概要について

1 第七次川越市男女共同参画基本計画の概要

(1) 計画の名称

次期男女共同参画基本計画の名称を次のとおりとします。

『第七次川越市男女共同参画基本計画 ～川越市ジェンダー平等推進プラン～』

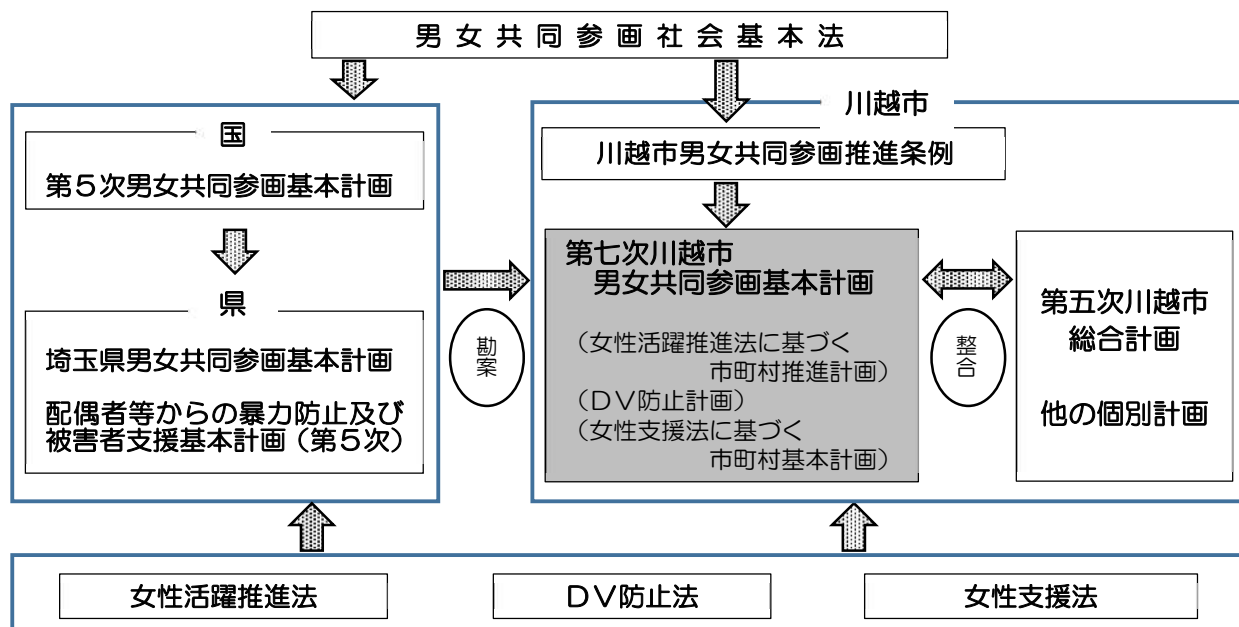
副題の「川越市ジェンダー平等推進プラン」には、「男女共同参画」と「ジェンダー平等」が同義であることを明確にし、また、ジェンダー平等という言葉を広く浸透させていくという目的が込められています。

(2) 計画策定の趣旨

「第六次川越市男女共同参画基本計画」の計画期間が令和7年度で終了するため、社会経済情勢の変化から生じた新たな課題に対応し、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第七次川越市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

(3) 計画の性格と位置づけ

- 国の「第五次男女共同参画基本計画」及び埼玉県「男女共同参画基本計画」を勘案し、「第五次川越市総合計画」や、本市の他の個別計画と整合を図りながら策定します。
- DV防止や被害者支援に関する施策を一体的に管理するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく、「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画（DV防止計画）」を包含した計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画を包含した計画です。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」第8条第1項に基づく市町村基本計画を包含した計画です。



（４）計画の期間

令和８年度（２０２６年度）から令和１２年度（２０３０年度）までの５年間とします。

（５）計画の基本理念

本計画の基本理念は、「川越市男女共同参画推進条例」第３条（基本理念）に規定するものとします。

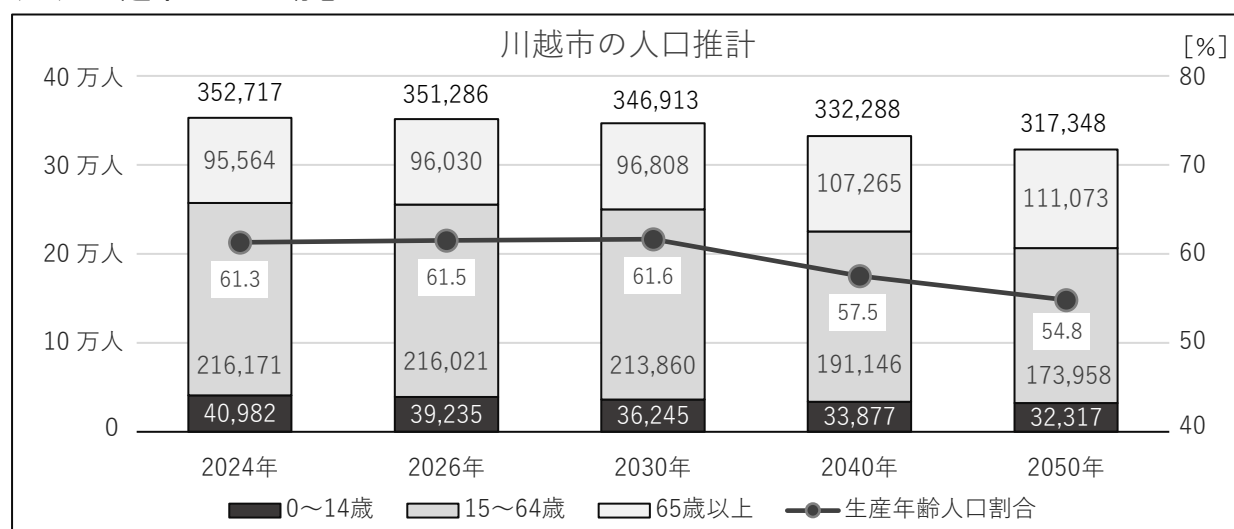
- １ 男女の人権の尊重
- ２ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ３ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ４ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ５ 性と生殖に関する健康への配慮
- ６ 国際的協調

（６）計画の将来像

計画の推進により目指すべき将来像は、第六次川越市男女共同参画基本計画に引き続き「一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現」とします。

２ 川越市の状況と課題

（１）川越市の人口動態

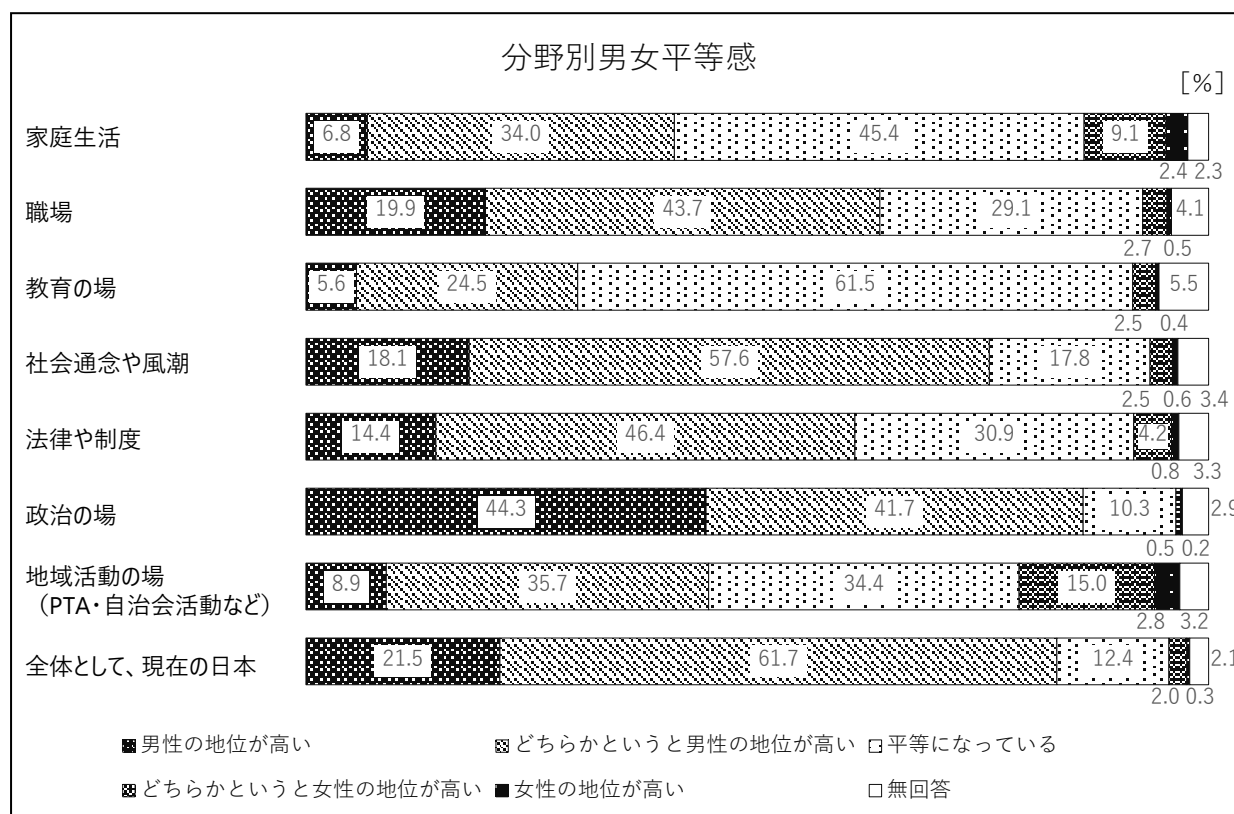
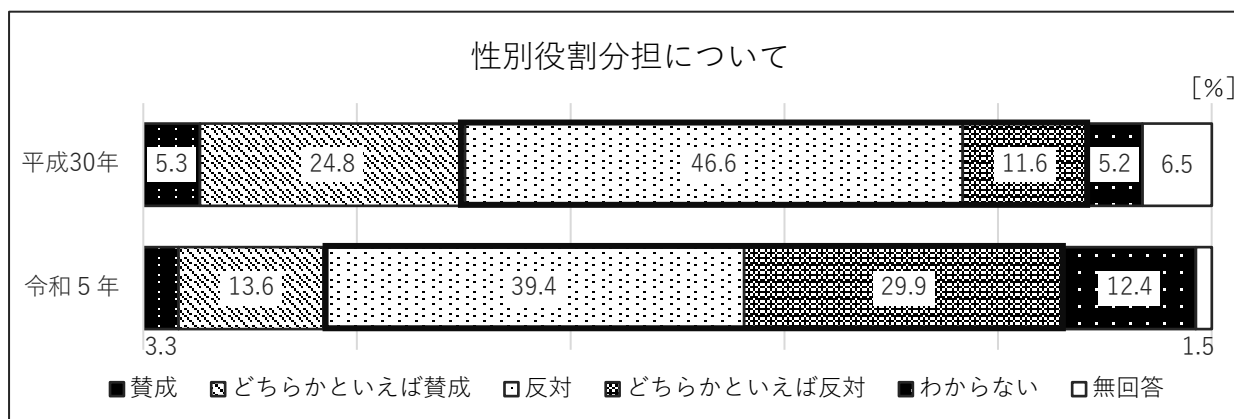


（出典：政策企画課調べ）

川越市の人口は、２０２４年（令和６年）以降減少を続け、２０５０年（令和３２年）にはおよそ３１万７千人になると見込まれています。少子高齢化の進行により生産年齢人口（１５歳～６４歳）も減少し、川越市の人口に占める割合は、２０２４年の約６１％から２０５０年には約５５％になると見込まれています。

持続可能な活力ある豊かな社会を維持するためには、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮して活躍できる環境づくりが求められています。

(2) 男女共同参画に関する意識の変化

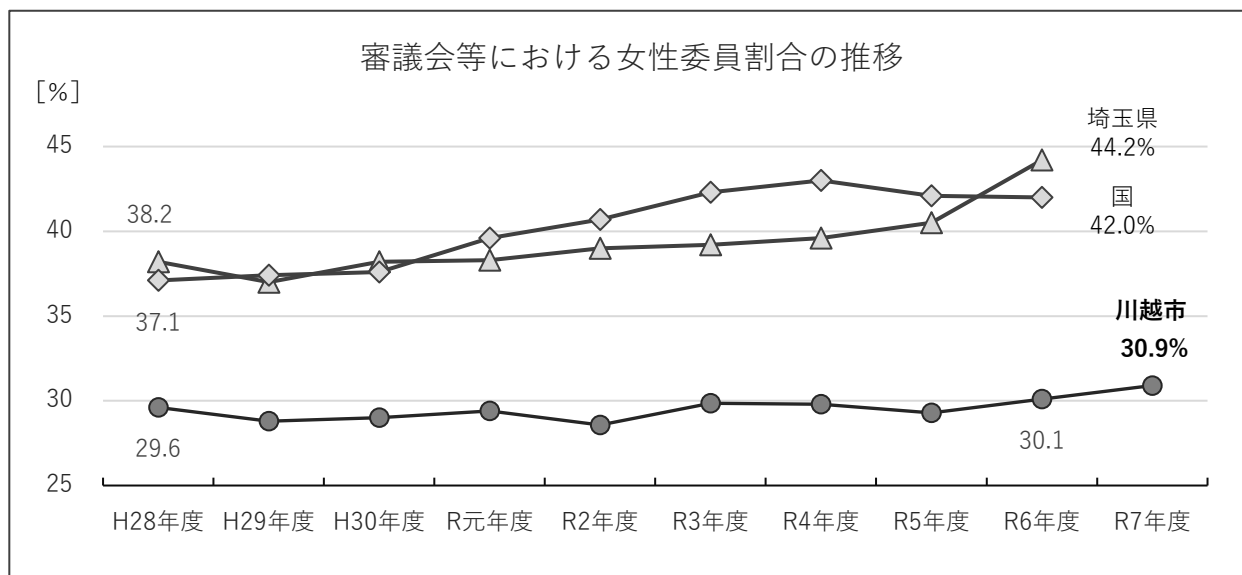


(出典：令和5年度川越市男女共同参画に関する意識調査)

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した人を合わせた『否定する人』(69.3%)が、平成30年(58.2%)より11.1ポイント増加しており、意識啓発による一定の効果が見られます。

一方で、各分野における男女平等感をみると、「男性の地位が高い」と「どちらかというとも男性の地位が高い」の割合が高い分野が多く、社会生活の多くの場面で男性優位であると感じる人が多くなっています。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画

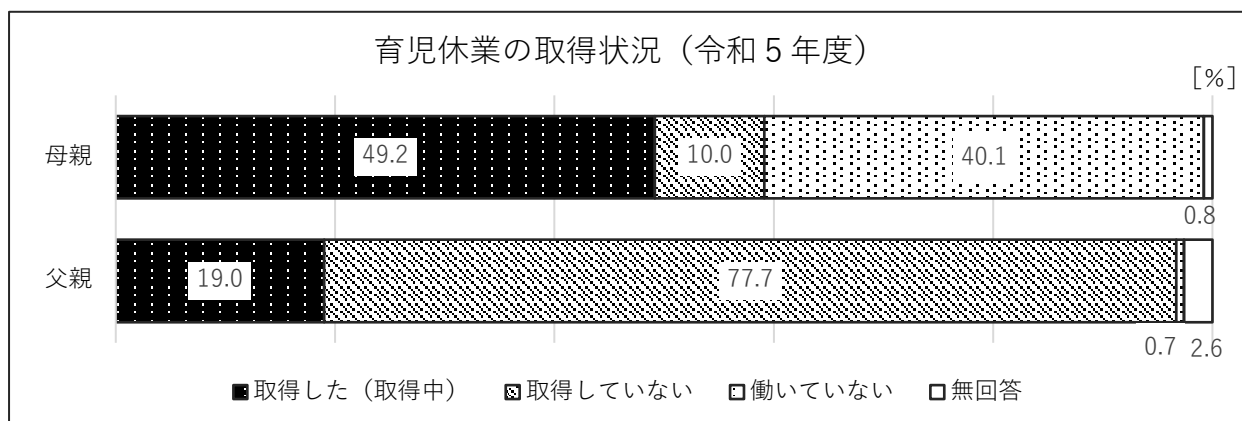


(出典：川越市においては男女共同参画課調べ。国・県は各ホームページより)

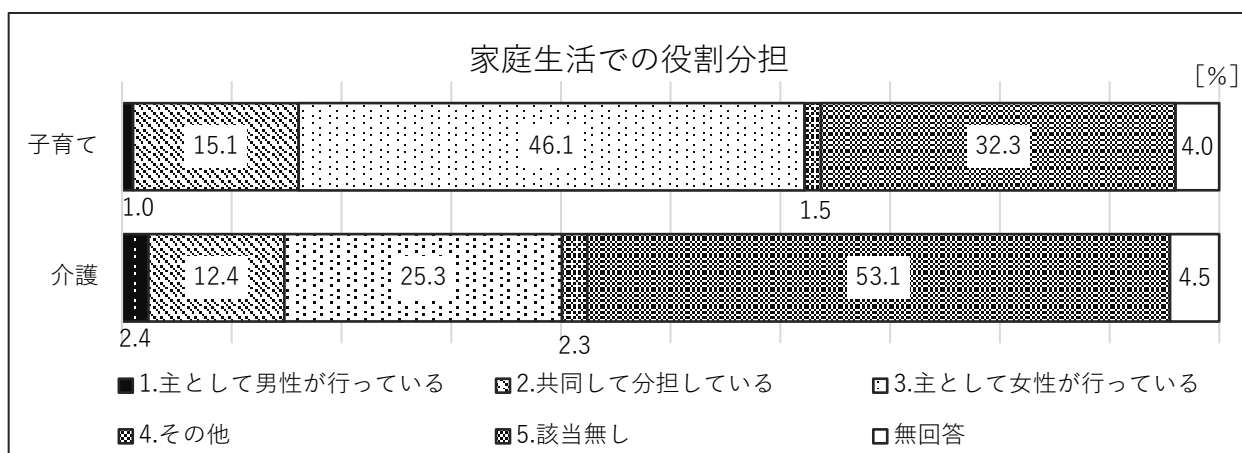
(集計の時点は各年度、国：9月末、県：3月末、川越市4月1日)

各種審議会等における女性委員の登用率は近年上昇傾向にあるものの、国や埼玉県と比べると低い水準です。

(4) 男性の家事・育児・介護への参画状況



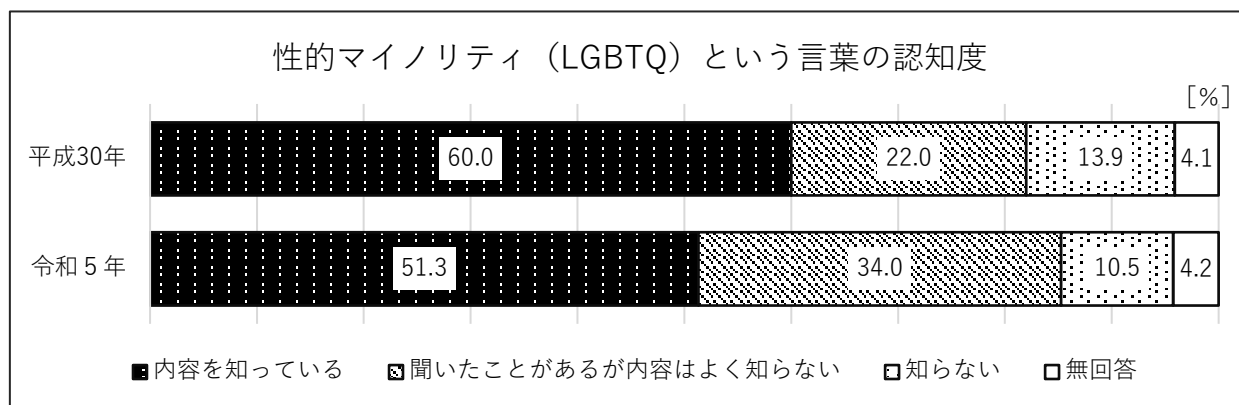
(出典：川越市こども計画)



(出典：令和5年度川越市男女共同参画に関する意識調査)

育児休業の取得状況や育児・介護の参画状況についてみると、男性の育児休業の取得率（19.0％）が女性（49.2％）と比べ低く、家庭での役割分担でも子育て、介護共に女性が分担している割合が高くなっており、育児・介護等のケア労働負担は女性に偏っています。

（５）性の多様性への認識

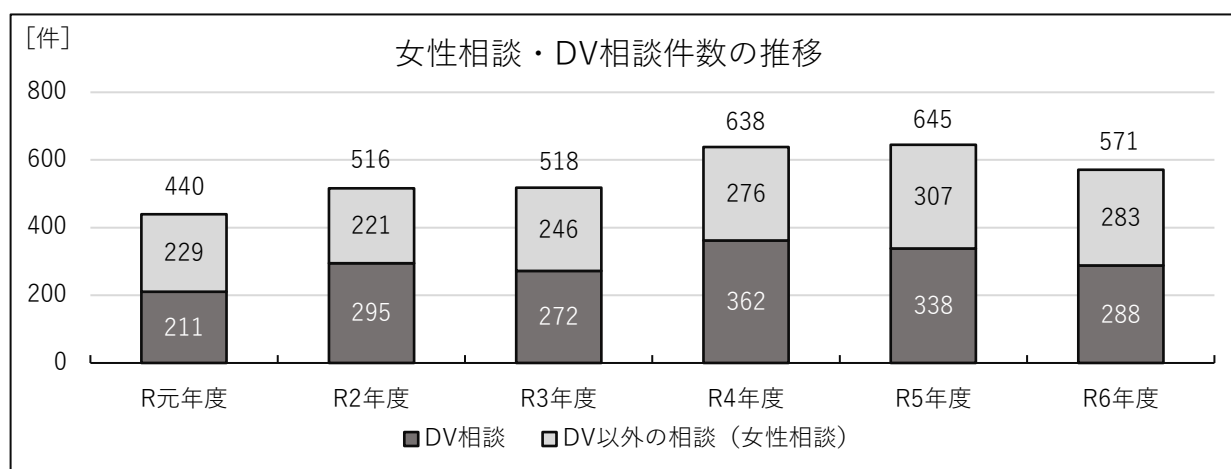


（出典：令和5年度川越市男女共同参画に関する意識調査）

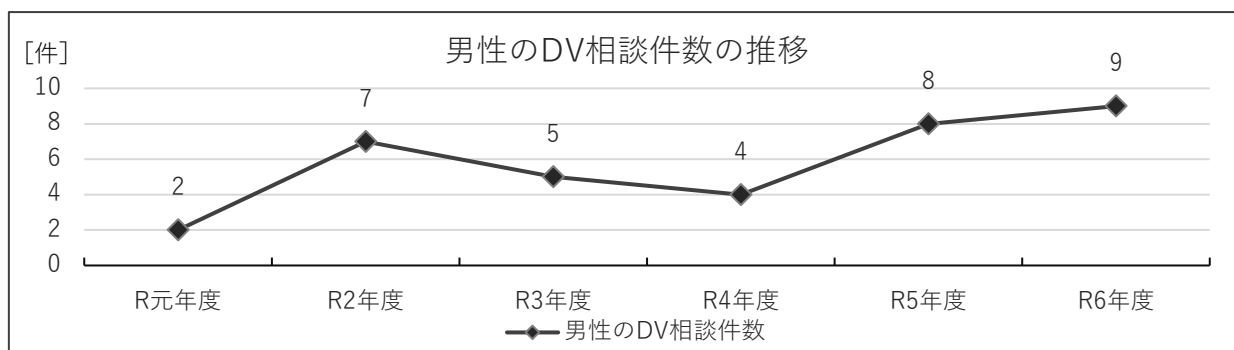
令和2年に「川越市パートナーシップ宣誓制度」を開始し、令和6年度からは対象を拡大し、性的マイノリティのカップルの親族も対象とした「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を実施しています。

しかし、性的マイノリティの言葉の認知度（「内容を知っている」の割合）は51.3％で、平成30年度の60.0％と比較し8.7ポイント減少しています。この5年間で性的マイノリティを取り巻く情勢は大きく変わり、社会的な注目を集めるようになった一方で、その内容が複雑化・多様化していることから、性の多様性に対する正しい知識を普及していくことは喫緊の課題であるといえます。

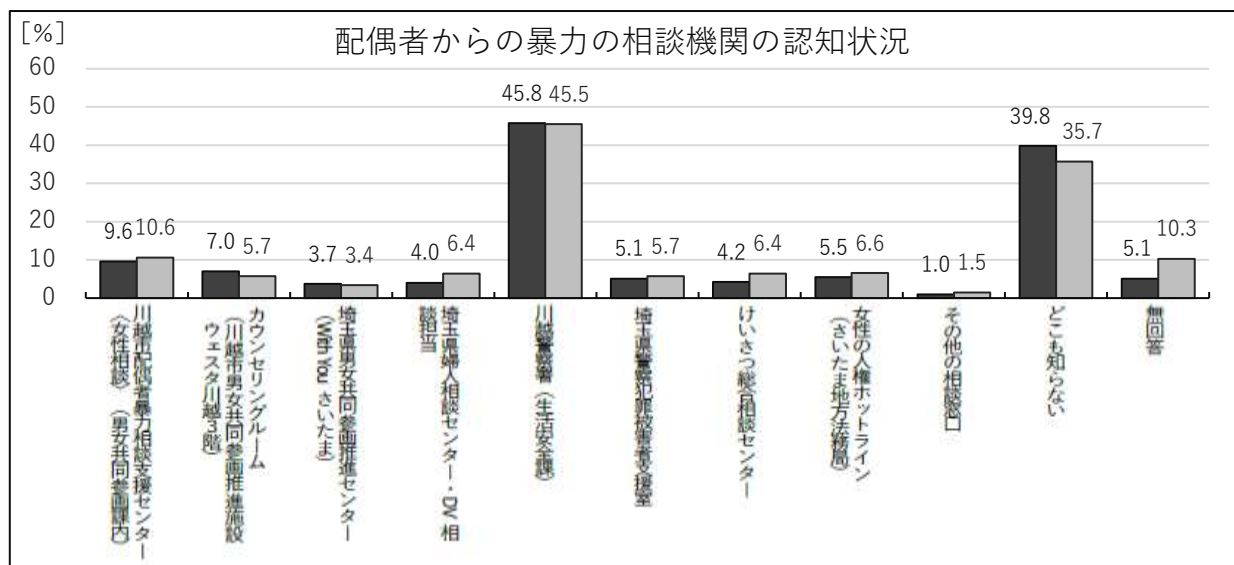
（６）配偶者からの暴力の相談



（出典：男女共同参画課調べ）



(出典：男女共同参画課調べ)



(出典：令和5年度川越市男女共同参画に関する意識調査)

DVの相談件数は、コロナ禍の令和2年度から増加傾向が顕著で、男女共同参画課における相談件数の約5割を占めて相談業務の中核となっています。また、女性をめぐる課題は、DVだけでなく、生活貧困、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化、多様化しており、複合的な課題を抱えた人々を支援するために、関係機関との連携や相談支援員の資質向上に取り組む必要があります。

さらに近年は、男性からのDV被害の相談件数も増加傾向にあります。一方で、令和5年度の意識調査におけるDVの相談先について、「どこも知らない」と回答した割合は39.8%で、平成30年度の35.7%に比べ4.1ポイント増加しました。被害者が早期に適切な支援を受けられるように、相談窓口の一層の周知に努める必要があります。

3 国・県の主な動きについて

(1) 国の主な動き

○男女共同参画／ジェンダー平等推進に係る制度改正

- ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正（令和3年6月16日施行）

男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等や国・地方公共団体の努力義務が強化されました。

- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（L G B T理解増進法）の成立（令和5年6月23日施行）
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の理解を推進し、差別のない社会の実現を目指すことを目的とする法律が制定されました。

○仕事と生活の調和に係る制度改正

- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の改正（令和4年4月1日、令和4年10月1日施行）
出産時育児休業の創設や育児休業の分割取得を可能とするほか、労働者に対して制度の周知・意向確認を行うことを義務化しました。
- ・ 第五次男女共同参画基本計画の改定（令和5年12月26日一部変更）
企業における女性登用の加速化及びテレワークに係る成果目標が設定されました。
- ・ 育児・介護休業法の改正（令和7年4月1日施行）
仕事と育児・介護を両立するための労働環境整備を企業に対して義務付けました。

○人権・暴力防止に関する制度改正

- ・ D V防止法の改正（令和6年4月1日施行）
保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充および協議会を法定化しました。
- ・ 女性支援法の成立（令和6年4月1日施行）
女性支援について、従来の根拠法である売春防止法の「保護・更生」から、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に転換し、困難な問題を抱える女性の保護・自立を図ることを目的とする法律が制定されました。
- ・ 民法等の一部を改正する法律の成立（令和8年5月までに施行）
父母の離婚後等の子の養育に関する見直しを行いました。

（２）県の主な動き

- ・ 埼玉県男女共同参画基本計画の策定（令和4年3月）
令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間を計画期間とし、女性活躍推進法に基づく推進計画を包含した計画として策定されました。
- ・ 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）の策定（令和4年3月）
令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間を計画期間とし、D V防止法に基づく都道府県基本計画として策定されました。
第4次計画から、性的少数者や男性被害者に対する相談事業や児童虐待対応機関との連携強化等の施策が追加されています。

・埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例の制定（令和４年７月８日施行）
性の多様性の尊重により、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目的として制定されました。性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、多様性を尊重した社会づくりにおける県、県民及び事業者の責務等を定めています。

・埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の策定（令和５年７月）
令和５年度（２０２３年度）から令和７年度（２０２５年度）までの３年間を計画の期間とし、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づく基本計画として新たに策定されました。

・埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定（令和６年３月）
令和６年度（２０２４年度）から令和８年度（２０２６年度）までの３年を計画期間とし、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく都道府県計画として、埼玉県の女性支援をより一層推進することを目的として新たに策定されました。

４ 計画策定のための視点について

市の現状と国・県の動向を踏まえ、次期計画には、次のような視点を盛り込みます。

（１）意識啓発事業の推進

固定的な性別役割分担意識に対しては、否定的な考えをする人が増えていますが、多くの人が生活の様々な場面で男性優位と感じています。誰もが性別にかかわらず家庭・職場・地域で活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き、意識啓発を推進していきます。

（２）女性活躍の推進

次期計画も、引き続き「女性活躍推進法」に基づく推進計画に位置付けます。政策・方針決定過程への女性の登用は近年上昇傾向にあるものの、依然として男性比率が高い現状であるため、女性参画の取組をより一層推進していきます。

（３）多様な生き方の尊重

性の多様性に関する認識の高まりをはじめ、多様な生き方が許容され、誰もが安心して暮らせる社会を目指し、性の多様性についての理解促進に向けた意識啓発等の取組を続けていきます。

（４）ＤＶ被害者の支援とＤＶ防止の啓発

次期計画も、引き続き「川越市ＤＶ防止計画」に位置付けます。関係機関と連携し、性別によらないＤＶ被害者の安全確保と自立支援に努めるとともに、相談窓口の周知、ＤＶの予防・啓発活動を推進していきます。

（５）困難な問題を抱える女性への支援

「女性支援法」に基づく市町村基本計画に位置付けます。家族関係の破綻や生活困窮、

性暴力などの様々な困難を抱える女性の保護と自立に向けて、関係機関と連携し、適切な支援に努めます。

5 施策の体系

別紙 体系図

6 計画推進のための指標の設定

第七次計画では、計画及び事業の推進状況を適切に測るため、3つの指標を設定します。

(1) 成果指標

計画の達成状況を測るための計画期間の目標（目指すべき姿）となる指標です。計画期間を通して、各事業を実施した成果を示します。

(2) 事業指標

事業の実施状況を測るために単年度ごとの目標となる指標です。各事業の目的を達成するために「何をどれだけ実施する」といった量的な実績を示します。

なお、数値化になじまない事業の場合は、指標を「実施内容」、目標値は「—」と表記されます。

(3) 参考指標

事業を実施した結果得られる数値で、直接、事業の成果や評価に関係しない指標です。事業の動向やサービスの利用状況等の推移を把握することができます。

第七次川越市男女共同参画基本計画の骨子案について

以上の「第七次川越市男女共同参画基本計画の概要について」の概略を第七次川越市男女共同参画基本計画の骨子案といたします。

第七次川越市男女共同参画基本計画 ～川越市ジェンダー平等推進プラン～ 体系図



女性活躍推進法 … 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 女性支援法 … 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
 DV防止法 … 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第七次川越市男女共同参画基本計画 ～川越市ジェンダー平等推進プラン～ 骨子案

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の名称

「男女共同参画」と「ジェンダー平等」が同義であることを明確にし、また、ジェンダー平等という言葉を広く浸透させるという目的から副題の「川越市ジェンダー平等推進プラン」を付加した。

(2) 計画策定の趣旨

「第六次川越市男女共同参画基本計画」の計画期間が令和7年度で終了するため、社会経済情勢の変化から生じた新たな課題に対応し、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第七次川越市男女共同参画基本計画」を策定する。

(3) 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

(4) 計画の基本理念 ※川越市男女共同参画推進条例」第3条に規定

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 性と生殖に関する健康への配慮
- 6 国際的協調

2 現状と課題

(1) 人口動態

川越市の人口は、2024年（令和6年）以降減少を続け、2050年（令和32年）にはおよそ31万7千人になると見込まれている。少子高齢化の進行により生産年齢人口（15歳～64歳）も減少し、川越市の人口に占める割合は、2024年の約61%から2050年には約55%になると見込まれている。

(2) 男女共同参画に関する意識の変化

令和5年度の言意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した人を合わせた『否定する人』（69.3%）が、平成30年（58.2%）より11.1ポイント増加しており、意識啓発による一定の効果が見られる。

一方で、各分野における男女平等感をみると、「男性の地位が高い」と「どちらかというとも男性の地位が高い」の割合が高い分野が多く、社会生活の多くの場面で男性優位であると感じる人が多くなっている。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画

各種審議会等における女性委員の登用率は近年上昇傾向にあるものの、国や埼玉県と比べると低い水準である。

(4) 男性の家事・育児・介護への参画状況

育児休業の取得状況や育児・介護の参画状況についてみると、男性の育児休業の取得率（19.0%）が女性（49.2%）と比べ低く、家庭での役割分担でも子育て、介護共に女性が分担している割合が高くなっており、育児・介護等のケア労働負担は女性に偏っている。

(5) 性の多様性への認識

性的マイノリティの言葉の認知度（「内容を知っている」の割合）は51.3%で、平成30年度の60.0%と比べ8.7ポイント減少している。この5年間で性的マイノリティを取り巻く情勢は大きく変わり、社会的な注目を集めるようになった一方で、その内容が複雑化・多様化していることから、性の多様性に対する正しい知識を普及していくことは喫緊の課題である。

(6) 配偶者からの暴力の相談

DVの相談件数は、コロナ禍の令和2年度からの増加が顕著で、男女共同参画課の相談全体の約5割を占めている。近年は男性からのDV被害相談も増加している。また、女性に関する課題は、DVだけでなく生活貧困や性暴力など多様化・複雑化している。

一方で、DVの相談先について、「どこも知らない」と回答した割合は39.8%で、平成30年度の35.7%に比べ4.1ポイント増加している。

3 計画の推進体制

- (1) 成果指標・事業指標・参考指標の3つの指標で推進状況を把握
- (2) 川越市男女共同参画審議会及び川越市男女共同参画庁内会議による点検・評価
- (3) 庁内に男女共同参画推進員を設置し、ジェンダー主流化を推進

4 計画の構成

第1章 計画の基本的な考え方

- (1) 計画の目的
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画の期間
- (4) 計画の基本理念
- (5) 計画の将来像
- (6) 計画の基本目標
- (7) 計画の重点課題
- (8) 計画の体系図
- (9) 計画の策定体制
- (10) 計画の推進体制

第2章 男女共同参画をとりまく動向

- (1) 世界の動き
- (2) 日本の動き
- (3) 埼玉県の動き
- (4) 川越市の取組

第3章 施策の展開

- (1) 基本目標Ⅰ
- (2) 基本目標Ⅱ
- (3) 基本目標Ⅲ

第4章 資料編

5 計画の体系図（案）

＜将来像＞	＜基本目標＞	＜主要課題＞	＜取組の方向＞
一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現	Ⅰ 男女共同参画（ジェンダー平等）を推進するための意識づくり	1 男女共同参画社会の形成のための意識啓発	(1) 各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進 (2) 市職員の男女共同参画意識の向上 (3) 男女共同参画推進施設の充実
		2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(1) 男女共同参画意識を育む学校教育等の充実 (2) 男女共同参画に関する教職員向け研修の充実
		☆重点☆ 3 多様な性のあり方への理解の促進と支援	(1) 性の多様性への理解促進 (2) 性的少数者への支援
	Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくり	4 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域活動への男女の参画促進
		☆重点☆ 5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 【女性活躍推進法に基づく推進計画】	(1) 審議会等への女性の登用推進 (2) 市女性職員の登用推進
		☆重点☆ 6 仕事と生活の両立支援 【女性活躍推進法に基づく推進計画】	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (2) 子育て・介護の支援体制の充実
		☆重点☆ 7 女性の活躍推進 【女性活躍推進法に基づく推進計画】	(1) 女性の就業支援 (2) 働きやすい職場環境の整備
		☆重点☆ 8 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	(1) 地域防災活動への女性の参画 (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策
	Ⅲ 全ての人が安心して暮らせるまちづくり	9 全ての人が安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者・障害者の社会参加の促進 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 外国籍市民への支援
		10 生涯を通じた心身の健康支援	(1) 妊娠・出産等における相談支援の充実 (2) 生涯を通じた健康支援の充実 (3) 性感染症予防や薬物乱用防止の啓発
		★新規★ ☆重点☆ 11 困難な問題を抱える女性への支援 【女性支援法に基づく基本計画】	(1) 相談窓口の充実 (2) 関係機関等との連携
		☆重点☆ 12 配偶者暴力相談支援センターの機能充実 【DV防止法に基づく基本計画】 【女性支援法に基づく基本計画】	(1) 配偶者暴力相談支援センターの充実 (2) DV被害者の安全確保 (3) 暴力防止の啓発

第七次川越市男女共同参画基本計画 ～川越市ジェンダー平等推進プラン～ 掲載予定事業（暫定版）

将来像	基本目標	主要課題	取組の方向	実施する事業	担当課
一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現	I 男女共同参画（ジェンダー平等）を推進するための意識づくり	1 男女共同参画社会の形成のための意識啓発	(1) 各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進	① 男女共同参画に関する講座	男女共同参画課
				② 男女共同参画週間の啓発	男女共同参画課
				③ 人権週間の啓発	人権推進課
				④ 人権学習の推進	男女共同参画課
				⑤ 男女共同参画情報紙「イーブン」の発行	中央公民館
				⑥ 広報やホームページ等を通じた情報発信	男女共同参画課
				⑦ 男女共同参画におけるメディアリテラシーの促進	男女共同参画課
			(2) 市職員の男女共同参画意識の向上	① 男女共同参画推進員	男女共同参画課
				② 男女共同参画ガイドブックの周知	男女共同参画課
				③ 男女共同参画職員研修	職員課
			(3) 男女共同参画推進施設の充実		男女共同参画課
				① 提案事業講座	男女共同参画課
				② 男女共同参画推進施設の利用の促進	男女共同参画課
		2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(1) 男女共同参画意識を育む学校教育等の充実	① 子育て体験学習	こども育成課
				② 中学生社会体験事業	教育指導課
				③ キャリア教育講演会	教育指導課
				④ 家庭教育への支援	地域教育支援課
			(2) 男女共同参画に関する教職員向け研修等の充実	① 男女平等教育研修会	教育指導課
					教育センター
				② 人権教育授業研究会	教育指導課
				③ 人権教育主任研修会	教育指導課
				④ 放課後児童支援員等研修会	教育財務課
				⑤ 男女平等教育推進委員会	教育センター
		3 多様な性のあり方への理解の促進と支援	(1) 性の多様性への理解促進	① 講座や情報紙等を通じた意識啓発	男女共同参画課
				② 人権啓発冊子等の配布	人権推進課
				川越市性的少数者に係る施策に関する検討委員会	男女共同参画課
			(2) 性的少数者への支援	① 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	男女共同参画課
				② 性別記載欄調査の実施	男女共同参画課

将来像	基本目標	主要課題	取組の方向	実施する事業		担当課
一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現	Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくり	4 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域活動への男女の参画促進	①	自治会長への女性の登用促進	地域づくり推進課
				②	地域会議における男女共同参画の促進	地域づくり推進課
				③	介護支援いきいきポイント事業	高齢者いきがい課
		5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	(1) 審議会等への女性の登用推進	①	各種審議会等への女性の登用推進	男女共同参画課
				②	「川越市附属機関及び懇談会等の設置、運営等に関する指針」の周知	行政改革推進課
				③	男女共同参画人材リストの活用	男女共同参画課
			(2) 市女性職員の登用推進	①	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	職員課
				②	女性管理職（課長級以上）の登用推進	職員課
				③	庁内プロジェクト会議への女性の登用推進	男女共同参画課
		6 仕事と生活の両立支援	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	①	ワーク・ライフ・バランスセミナー	男女共同参画課 雇用支援課
				②	多様な働き方実践企業の公表	雇用支援課
				③	男性の家事・育児・介護への参画促進	中央公民館
				④	市男性職員の育児参加の促進	職員課
				⑤	若者のライフデザインの支援の検討	職員課
					育児・介護休業制度の普及	雇用支援課
					多様な働き方の普及・啓発	雇用支援課
					男性を対象とした料理教室の開催	中央公民館
			(2) 子育て・介護の支援体制の充実	①	保育サービスの充実	保育課
				②	病児保育事業	こども育成課
				③	放課後児童健全育成事業	こども育成課 教育財務課
				④	ファミリー・サポート・センターの充実	こども育成課
				⑤	介護支援の充実	介護保険課
		7 女性の活躍推進	(1) 女性の就労支援	①	就労支援講座の実施	雇用支援課
				②	各種資格取得・スキルアップ講座の実施	男女共同参画課
				③	創業支援	産業振興課
					就労情報の提供	雇用支援課
			(2) 働きやすい職場環境の整備	①	事業所等における男女共同参画の推進	契約課
				②	事業所におけるハラスメント防止の啓発	男女共同参画課 雇用支援課
				③	市役所におけるハラスメント防止対策	職員課

将来像	基本目標	主要課題	取組の方向	実施する事業		担当課
一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現	Ⅲ 全ての人が安心して暮らせるまちづくり	8 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	(1) 地域防災活動への女性の参画	①	防災講話	防災危機管理室
				②	防災訓練等への女性の参画促進	防災危機管理室
			(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策	①	女性消防団員の確保	消防局総務課
				②	女性の視点を取り入れた避難所の運営	防災危機管理室
				③	女性の視点を取り入れた防災備蓄品の充実	防災危機管理室
		9 全ての人が安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者・障害者の社会参加の促進	①	高齢者・障害者向け講座の実施	障害者福祉課
				②	高齢者向け講座の充実	中央公民館
				③	障害者が参加できる講座の充実	高齢者いきがい課
				④	シルバー人材センターの充実	高齢者いきがい課
					障害者の就労支援	障害者総合相談支援センター
			(2) ひとり親家庭への支援	①	ひとり親家庭等生活向上事業	こども家庭課
				②	自立支援給付金事業	こども家庭課
				③	母子家庭等就業・自立支援センター事業	こども家庭課
				④	生活困窮者自立支援事業	こども家庭課
			(3) 外国籍市民への支援	①	外国籍市民会議	国際文化交流課
				②	日本語教室	国際文化交流課
					広報外国語版の発行	国際文化交流課
		10 生涯を通じた心身の健康支援	(1) 妊娠・出産等における相談支援の充実	①	妊婦健康診査	母子保健課
				②	両親学級等事業	母子保健課
				③	乳児家庭全戸訪問事業	母子保健課
				④	妊婦等包括相談支援事業	母子保健課
				⑤	不妊・不育症に対する支援	母子保健課
			(2) 生涯を通じた健康支援の充実	①	健康教育・健康相談	健康づくり支援課
				②	特定健康診査	国民健康保険課
				③	特定保健指導	国民健康保険課
				④	後期高齢者医療健康診査	高齢・障害医療課
				⑤	子宮がん・乳がん検診	健康管理課
			(3) 性感染症予防や薬物乱用防止の啓発	①	性感染症の検査	保健予防課
				②	性感染症予防の出前講座	保健予防課
				③	学校における性教育の充実	教育指導課
				④	薬物乱用防止の啓発	保健総務課

将来像	基本目標	主要課題	取組の方向	実施する事業		担当課
一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現	Ⅲ 全ての人が安心して暮らせるまちづくり	11 困難な問題を抱える女性への支援	(1) 相談窓口の充実	①	女性相談	男女共同参画課
				②	カウンセリングルームの相談	男女共同参画課
				③	人権相談	人権推進課
				④	市民相談	広聴課
				⑤	家庭児童相談	こども家庭課
				⑥	障害者の相談	障害者総合相談支援センター
				⑦	高齢者の相談	福祉相談センター
				⑧	外国籍市民相談	国際文化交流課
				⑨	精神保健福祉相談	保健予防課
				⑩	犯罪被害者総合相談	防犯・交通安全課
			(2) 関係機関との連携	①	困難な問題を抱える女性支援のための関係機関との連携	男女共同参画課
				②	経済的支援	生活福祉課
		12 配偶者暴力相談支援センターの機能充実	(1) 配偶者暴力相談支援センターの充実	①	D V 相談	男女共同参画課
				②	相談窓口の周知	男女共同参画課
				③	D V 被害者支援のための関係機関との連携	男女共同参画課
				④	要保護児童対策地域協議会	こども家庭課
			(2) D V 被害者の安全確保	①	一時保護施設の利用	男女共同参画課
				②	母子の一時保護	こども家庭課
				③	障害者の一時保護	障害者福祉課
				④	高齢者の一時保護	福祉相談センター
				⑤	宿泊費の補助	男女共同参画課
				⑥	情報漏洩の防止	男女共同参画課 市民課 学校管理課
			(3) 暴力防止の啓発	①	パープルリボンキャンペーン	男女共同参画課
				②	防犯キャンペーン	防犯・交通安全課
				③	デートD V 防止啓発	男女共同参画課
				④	児童虐待防止の啓発活動	男女共同参画課